



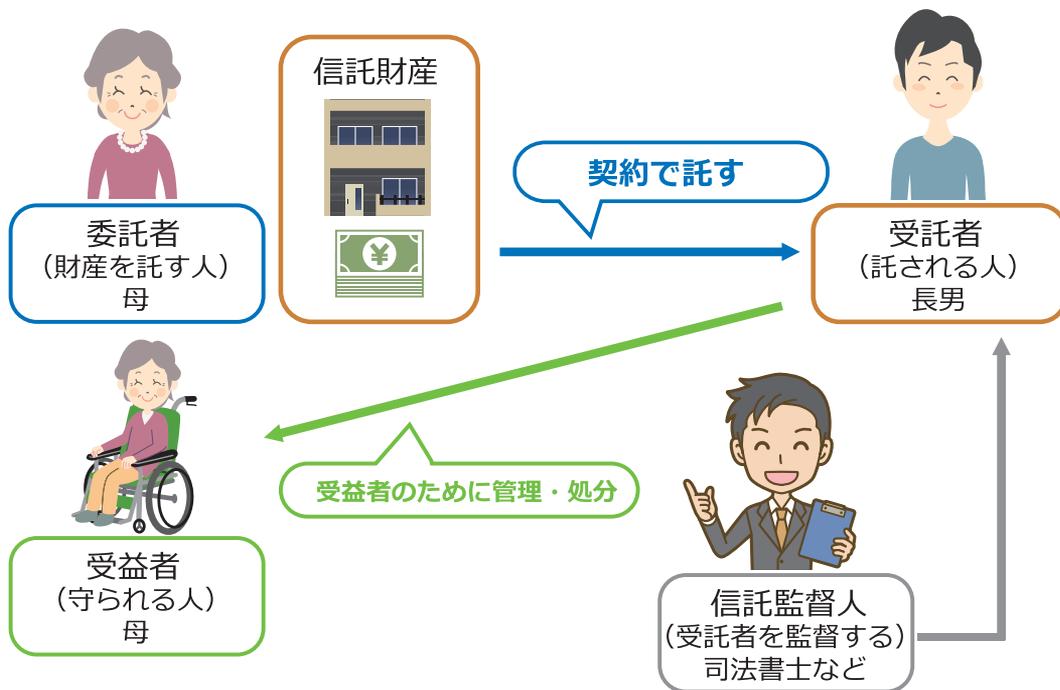
～民事信託の活用事例(実家の信託)～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



今年80歳になる母は、夫(父)が他界してから実家で一人暮らしをしているが、最近、体の調子が悪く、物忘れも増えてきた事を不安に感じている。子どもは長男と二男の2人で、長男が定期的に実家に戻って世話をしている。母はできる限り自宅で暮らしたいと思っているが、仕事が忙しい長男に介護の負担や、経済的な負担もかけたくないのも、もしも一人暮らしができなくなったら、自分名義の自宅を売却して、その売却代金で施設に入ろうかと思っている。しかし、実際に認知症となって判断能力を失ってしまうと、母名義の自宅は売却することができなくなってしまい、施設の入所費用を捻出することができず子ども達を困らせてしまう。

このような場合、民事信託を活用し、実家の信託で解決することができます。
実家の信託をすれば母が認知症になっても円滑に実家を売却することができるようになります。



【 実家の信託 】

委託者(兼受益者)である母が、長男を受託者として、実家と管理に必要な金銭を信託財産とする信託契約をします。※司法書士などの専門家を信託監督人(受託者を監督する人)に選任しておくことも大事。

- ・信託された財産(実家と金銭)は、受益者の母のためになるように、受託者である長男が管理する。
- ・母の一人暮らしが困難になったとき、長男が適切に判断し実家を売却することができる。

その時にお母さんが認知症になっていたとしても、問題ありません。

- ・実家の売却代金は信託財産になり、引き続き長男が母の施設費用の支払いなどに使用する。
- ・相続のことまで事前に決めておけば、遺言書の代わりになるので、その通り財産を引き継ぐことができる。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp